

## ○総務省

### ・独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について(総務大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構と協議して、第1期中期目標期間（平成19年10月から24年3月まで）の終了後、利益剰余金のうち、次期中期目標期間に繰り越すべき金額を控除した残額である郵便貯金勘定382億2028万余円、簡易生命保険勘定108億2794万余円、計490億4822万余円を24年7月に同機構から国庫に納付させる処置を講じていた。

一方、適時に利益剰余金の国庫納付が可能となるような制度整備については、25年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」等を踏まえ、同機構の在り方について所要の検討を進めるとともに、同機構の利益剰余金のうち将来にわたり業務を確実に履行するために保有する必要がないと認められるものに係る国庫納付の在り方を引き続き検討して、関係機関と調整した上で、適切な措置を講ずることとしている。なお、同機構の26年度末利益剰余金は、郵便貯金勘定310億3109万余円、簡易生命保険勘定357億2540万余円（うち前中期目標期間繰越積立金207億8118万余円）となっている。

### ・重要物品の帳簿価格の改定について(総務大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 性能を向上させる改造等を行ったのに帳簿価格が改定されていない重要物品について、帳簿価格を改定した。

イ 性能を向上させる改造等を行った重要物品について、適時かつ適正に帳簿価格を改定するための事務手続を明確に定めて、平成27年2月に関係部局に対して通知を発して、周知徹底を図った。

### ・特定調達に係るガスの契約事務の実施について(総務大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年11月に関係部局に対して通知を発して、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び特例政令等に基づいて実施するよう周知徹底するとともに、同月に、特定調達の対象となる要件を満たすガスの調達契約について、上記の手続を踏まえて、官報に入札公告を掲載して一般競争に付する処置を講じていた。

### ・無線システム普及支援事業費等補助金により実施しているケーブルテレビ幹線対策事業について(総務大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体から定期的にケーブルテレビの加入状況や加入していない原因等の報告を受けて、これらを分析するなどした上で、平成26年9月に、関連補助事業が終了する旨を記載した加入促進文書の配布、世帯訪問等の加入促進方策を策定した。

イ 事業主体に対して、アの加入促進方策を実施するための取組計画を策定させ、26年9月以降、その取組状況等を報告させるなどした上で当該取組等について指導及び助言を行った。

## ○総務省

### ・防災情報通信基盤整備事業等の実施について(総務大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して、平成26年11月及び12月に通知を発して、一斉配信メール機能について県との間で不必要な重複が生ずることがないように調整を行うよう、また、構築した防災システムの機能の一部が計画どおりに利用できない事業主体に対してその解決に努めるよう、さらに、防災システムに入力すべき情報や担当部署等を定めた運用マニュアルを整備するよう指導した。

イ 補助事業と同種の事業目的を有する防災情報ステーション等整備事業を実施している事業主体に対して、26年11月に通知を発して、事業の実施に当たり、参考となるような情報提供や指導を行った上で、不必要な機能の重複が生じないように関係する地方公共団体等と事前の協議をしたり、入力する情報の妥当性を十分に検討したりすることなどの必要性について更なる周知を行った。

## ○法務省

### ・刑事施設における診療所管理運營業務委託費の支払について(法務大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成27年2月に5刑事施設に対して事務連絡を発するなどして指導を行い、これを受けて、5刑事施設は、同年4月の27年度の診療所管理運營業務委託契約等の締結に当たり、医療費の算定は、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある場合を除き、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たす場合に限ることを契約書等に明記する処置を講じていた。

## ○外務省、独立行政法人国際協力機構

### ・政府開発援助の実施について(外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

外務省及び独立行政法人国際協力機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 無償資金協力について、外務省及び機構が働きかけた結果、相手国等は機材等を稼働させるなどしていた。また、機構は、平成25年12月に、導入実績のない機材の設置後の活用状況等を把握し、問題が確認された場合に相手国へ申入れを行うことなどを機構内部に周知した。さらに、26年1月に、他の設備と接続して使用する機材を調達する場合は、接続する設備の更新の必要性等を相手国等と十分検討することを徹底するとともに、同年2月に、相手国等の実施する事業内容等に変更が生ずる場合は、相手国等と変更内容を十分確認し書面等で明確化を図ることを機構内部に周知した。

イ 技術協力について、機構は、25年11月に、事業終了後にも自立型の料金徴収システムや住民による維持管理体制の継続等の状況を把握することや、問題発生時は相手国に対して対策を講ずるよう適時申入れなどを行うことを機構内部に周知した。

ウ 草の根・人間の安全保障無償資金協力について、外務省は、26年12月に、贈与資金で調達され、事業実施機関等との協議により一時的に保管していた医療機材を現地政府に引き渡すとともに、27年6月に、贈与資金の残金について事業実施機関の清算処理が開始され次第返還を求める旨、現地政府に書簡を発した。また、外務省は、26年6月に、事業実施機関の不誠実な対応等により事業の進捗に問題が生じている場合は、早期に現地調査を実施するなどし、問題が解決し事後検証を行うまでは関係書類を保存し事態の改善に十分活用するよう在外公館に周知した。

## ○外務省、独立行政法人国際協力機構

### ・政府開発援助の効果の発現について(外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

外務省及び独立行政法人国際協力機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 機構の実施する施設整備を伴う無償資金協力について、機構は、平成27年6月に通知を発して、事業の完了前に不具合が発生した場合には、建設コンサルタントに対してその原因を適切に究明するよう働きかけを行って、その報告内容を十分に確認することなどを機構内部に周知した。
- イ 草の根・人間の安全保障無償資金協力について、外務省は、事業実施機関等に事業効果の早期発現に向けた働きかけを行った結果、施設の使用状況が改善されるなどしていた。また、外務省は、27年5月に在外公館に通知を発して、宿泊施設を伴う職業訓練施設の建設事業の実施に当たり、施設が計画どおりに使用されているか随時確認し、計画どおりに使用されていない場合は事業目的が達成されるよう事業実施機関に適時適切な働きかけを行ったり、建設場所を変更するなど当初の想定条件が変更になり事業実施機関が自己負担で施設整備を行うなどの場合は当該事業費の増加等が及ぼす事業への影響を十分に検討したり、井戸の掘削事業については、事業実施前の審査時に地下水調査の結果を十分確認し、当初計画を変更する場合は事業費の増加等を調査するなどした上で当該変更により事業が長期化しないよう事業実施機関に働きかけを行ったりすることを周知した。

## ○外務省

### ・草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施について(外務大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成27年4月に在外公館に対して通知を発して、施設整備を伴うなど時間が掛かる傾向にある事業について把握し分析した上でモニタリング等を行ったり、見積書を確認して贈与資金を支払う場合は、モニタリング等を通じて、調達契約の締結状況を把握して契約の早期締結に向けて対応したり、事業完了報告書の作成に必要な内容を事業実施機関に周知するなどして、同報告書の提出を速やかに受けられるようにするための取組を行ったりするよう指導した。

## ○財務省

### ・特定調達に係るガスの契約事務の実施について(財務大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、自由化の対象となるガスの調達契約については一般競争入札を行うこととし、平成26年9月に関係部局に対して通知を発して、当該調達が特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び特例政令等に基づいて実施するよう周知徹底するとともに、同年10月から27年3月までの間に、特定調達の対象となる要件を満たすガスの調達契約について、上記の手続を踏まえて、官報に入札公告を掲載して一般競争に付する処置を講じていた。

## ○財務省、経済産業省

### ・株式会社日本政策金融公庫が中小企業事業で行う証券化支援業務の実施について(財務大臣及び経済産業大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

財務省及び中小企業庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 財務省及び中小企業庁は、株式会社日本政策金融公庫に設置された検討会における平成27年6月の報告を踏まえて、同公庫と連携して、証券化支援保証業務及び売掛金債権証券化等支援業務の必要性を検討した結果、今後も必要であると判断して、業務の実績を上げるために証券化の対象となる債権の範囲を拡大する新たな取組を行うこととした。

イ 中小企業庁は、アの検討会の報告を踏まえて、27年6月時点の経済状況を基に今後の計画を作成し、政府出資金に余剰が生じないとした。なお、同計画は、3年経過後を目途に見直すこととしている。

## ○財務省

### ・国有財産台帳等における報告漏れ及び誤びゅう訂正について(財務大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 平成27年3月に事務連絡を発し、各省各庁に対して発生原因に応じた効果的な発生防止策を記載した手順書を配布するなどした。

イ 各省各庁に対する説明会等において、速やかかつ適切に発生報告書の提出を行うよう周知徹底を図るとともに、国有財産総合情報管理システムから出力される報告漏れ等のリストを活用して発生報告書の提出漏れを確認することとした。

ウ 27年3月に通達を改正し、発生報告書の報告事項を見直し、書式及び添付資料を新たに定めた。

エ 27年3月に取扱要領を改正するなどして、報告漏れ等に係る取扱いが明確となっていないものについて、取扱いの明確化を図り、各省各庁に対して周知徹底した。

## ○文部科学省

### ・スポーツ振興基金の有効活用について(文部科学大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、スポーツ振興基金のうち政府出資金250億円について、スポーツの振興を図る事業をより効果的に実施していくために、平成27年度から32年度までの間に段階的に国庫に返納させることとして、27年9月に、独立行政法人日本スポーツ振興センターにその手続に着手させるための通知を発するなど、財政資金の有効活用を図るための処置を講じていた。

## ○文部科学省

### ・ 国宝重要文化財等保存整備費補助金の加算率の算定について(文化庁長官宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

文化庁は、本院指摘の趣旨に沿い、平成27年6月に補助率の加算について必要な事項を定めた取扱要領を策定して、平均収入額に算入する収入額の範囲は特別会計の収入額等も含めた収入の総額を基礎とすることを明記するとともに、複数年度にわたり実施される補助事業について、補助事業者の財政規模の変動状況を資金計画及び加算率の算定に適切に反映させる仕組みを定めて、28年度に実施する新規事業から適用することとするなどの処置を講じていた。

### ・ 義務教育費国庫負担金の交付額の算定について(文部科学大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、義務教育費国庫負担金の算定が適正に行われるよう、平成27年4月に、就学困難な児童生徒に該当する要保護児童生徒の数を算定する際には、要保護児童生徒の保護者が就学費用の支給を受けるのは実質的に要保護児童生徒が修学旅行の実施される特定の学年に在籍する場合であることに特に注意を要することなどについて、同負担金を算定するために各都道府県が作成する報告書の様式等に明示するとともに、各都道府県の担当者を対象とした説明会を開催して、周知徹底を図る処置を講じていた。

### ・ 私立学校施設における耐震補強事業の補助対象経費の取扱いについて(文部科学大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 平成27年1月に都道府県に対して発した課長通知等において、耐震補強事業の補助の対象とならない備品の設置等に係る経費を補助対象経費に含めないことを明示し、同年2月に説明会を開催するなどして都道府県及び学校法人に対して周知徹底するとともに、都道府県に対して審査を適切に行うよう指導した。

イ アの課長通知等において補助の対象となる工事は校舎等の建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされている工事や耐震補強壁等の設置に伴って必要となる工事に限られることを明示し、アの説明会等において都道府県及び学校法人に対して周知徹底した。

## ○文部科学省

### ・学校施設環境改善交付金等の交付額の算定について(文部科学大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成26年7月及び27年3月に都道府県等に対して発した通知等において、公立学校施設を学校教育以外の用途で使用する場合において、転用に係る文部科学大臣の承認が必要となる場合の基準等を明確に示した。また、26年12月に実績報告書等の記入要領を改正して都道府県に通知したり、同年9月から27年6月までの間に都道府県及び事業主体を対象とした説明会を開催したりして、交付金の交付額の算定に当たり、学校建物内に公立学校施設以外の施設が設置されている場合には当該施設は交付対象にならないことを事業主体及び都道府県に周知徹底した。
- イ アの改正後の記入要領において、法令適合工事等に係る配分基礎額について、実績報告時の交付対象工事費に減額があった場合に当該配分基礎額にも反映させる必要があることを明確に定めた。
- ウ アの改正後の記入要領において、交付申請時の交付対象工事費の上限額について、実績報告時にも適用する必要があることを明確に定めた。

### ・学校情報通信技術環境整備事業で整備した電子黒板の活用等について(文部科学大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成26年12月に都道府県等に対して通知を発したり、27年1月に都道府県等の担当者を対象とした会議を開催したりして、補助事業において電子黒板を整備した事業主体に対して電子黒板特有の機能を活用することによる効果や児童生徒の情報活用能力の育成に資することを周知したり、研修の実施、電子黒板の活用計画の策定等を促したりした。
- イ 27年3月に調査事業において収集した授業実践例を含めた指導資料を新たに作成し、同省のホームページに掲載するなどして周知するとともに、アの通知により、調査事業の受託者において電子黒板の活用及び普及促進が図られるよう促すことを都道府県等に対して周知した。
- ウ 都道府県等に対して、アの通知及び会議により、実証事業において作成した事例集等を有効に活用することについて周知することにより、ICT機器の教育への活用及び普及促進を図った。

## ○厚生労働省

### ・第三者行為事故に係る年金の支給停止限度期間の設定について(厚生労働大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成27年9月に取扱通知を改正し、支給停止解除後の年金の支給額と第三者からの損害賠償額との重複額が多額に上ることを避けるための方策として、24月と設定されていた支給停止限度期間を36月に見直し、同年10月以降に発生する被保険者又はその遺族に対して第三者が損害賠償の義務を負う事故（第三者行為事故）から適用することとする処置を講じていた。

## ○厚生労働省

### ・労働保険の未手続事業に係る認定決定及び保険料の徴収について(厚生労働大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、徴収額が不足している保険料について、既に消滅時効が成立しているものなどを除き平成27年3月までに認定決定を行うとともに、都道府県労働局に対して統一的な取扱いを周知し、その徹底を図るために、同年1月に通達及び事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 労働保険の未手続事業において保険事故が発生した場合等における認定決定及び保険料の徴収について、既に都道府県労働局に対して発出した認定決定等に係る通知の周知徹底を図ること、認定決定に際して保険料を徴収する権利が時効により消滅することのないよう事業主から債務承認書を徴するなどして適時適切に時効の中断措置を執ることなどを指示した。

イ アの指示の内容を盛り込んだチェックリストを整備したり、上記の通達及び事務連絡の内容について都道府県労働局の担当職員を参加させた会議において説明したりするなどした。

## ○厚生労働省、日本年金機構

### ・厚生年金特例法の運用について(厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省及び日本年金機構（以下「機構」という。）は、本院指摘の趣旨に沿い、機構において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等（以下「納付勧奨等」という。）について、マニュアル等に定められた処理を適切に行うとともに、次のような処置を講じていた。

ア 機構は、平成26年11月に指示文書を発出し、納付勧奨等の進捗状況を年金事務所内の的確に把握して本部に報告させるとともに、納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行うよう周知徹底した。また、27年6月にマニュアルを新たに策定して同年7月に関係職員に対して研修を行い、納付勧奨等を適切に行うよう周知徹底した。

イ 同省は、26年10月に機構に対して通知を発出し、年金事務所で納付勧奨等がマニュアル等に従って適切に行われているか本部が確認し、その結果を同省に報告することなどを指示した。

一方、同省は、イの報告内容の詳細について機構と検討を進めており、同報告を踏まえて更に必要な指導監督を行うこととしている。

## ○厚生労働省

### ・後期高齢者医療制度の後期高齢者医療高額医療費負担金の算定について(厚生労働大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年10月及び11月に都道府県に対して通知等を発し、また、27年7月に交付要綱を改正するなどして、過大な後期高齢者医療高額医療費負担金の交付を受けていた後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に適正な精算を行わせるようにするとともに、広域連合において同負担金の算定が適正に行われるよう、次のような処置を講じていた。

ア 医療機関等に返戻されたレセプトが当該年度内に再提出された場合に対象超過額が重複して算出されないよう、抽出処理はレセプトの提出を受けた月ごとではなく、広域連合が事業実績報告書を提出する際に年1回行うこととするとともに、翌年度以降にレセプトが再提出された場合にも対象超過額が重複して算出されないよう、事後に適切な調整を行うこととするなどの対応策を講じ、都道府県を通じて、広域連合に対して具体的な指導等を行った。

イ 都道府県を通じて、広域連合に対して事業実績報告書に添付する精算書の各欄の記載方法を明確に示すなどして、収入の控除等を適切に行う方法について具体的な指導等を行うとともに、過年度収入額調整について交付要綱等にその具体的な内容及び方法に関する定めを設けた。

### ・自立支援医療と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る障害者医療費国庫負担金の算定について(厚生労働大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、過大支給額に係る負担金について事業主体に返還等の措置を行わせるとともに、平成27年4月に都道府県等に通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して、都道府県を通じて、自立支援医療費の支給認定とともに医療保険の特定疾病制度による認定を保険者から受けた者（以下「特定疾病併用者」という。）に係る自立支援医療費の審査の必要性、方法等を示して、適正に審査を行うよう周知徹底を図った。

イ 都道府県に対して、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査の必要性、方法等について事業主体に周知徹底を図るよう技術的助言等を行ったり、自立支援医療費の支給に係る制度等について指定医療機関に周知徹底を図るよう指導したりした。

### ・失業等給付金に係る不正受給返納金債権の債権管理について(厚生労働大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 厚生労働本省において、平成26年11月に、都道府県労働局等に対して通知を発して、督促状の送付、財産調査、自力執行、債権管理事務の引継ぎ及び不納欠損としての整理を適切に行うよう指導するとともに、都道府県労働局の担当職員を参加させた会議等において財産調査及び自力執行についての具体的な実施方法を示した。

イ 都道府県労働局等において、アの通知等に基づき、管内の担当職員に対して研修等を実施するなどして、督促状の送付、財産調査、自力執行、債権管理事務の引継ぎ及び不納欠損としての整理を適切に行うよう周知徹底を図った。



## ○厚生労働省、日本年金機構

### ・国民年金の第3号被保険者の年金記録不整合問題への対応について(厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省及び日本年金機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 同機構は、平成27年1月及び8月に各年金事務所等に対して事務取扱要領等を補完する指示文書を発出し、種別変更の処理を引き継ぐ場合の具体的な引継方法等を明示したり、種別変更の処理を適切に行うよう周知徹底したりした。
- イ 厚生労働省は、同機構に対して26年10月に通知を発出し、同機構から四半期ごとに種別変更の処理状況の確認結果を報告させることにより、これを適切に把握し、同機構に対して必要に応じて指導を行うこととした。

## ○厚生労働省

### ・病床転換助成事業の実施に当たり社会保険診療報酬支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金について(厚生労働大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、社会保険診療報酬支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金の活用等については、療養病床の在り方等に関する検討会での議論等を踏まえて、検討を進めることとしており、また、同支援金の一部を事務費の財源に充当している社会保険診療報酬支払基金の経理については、平成28年度から適正なものとするよう検討を進めているところである。

### ・施設に入所等している被保護者に対する保護費の支給について(厚生労働大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成27年3月に都道府県等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 救護施設入所者について、救護施設基準生活費は加算等の6か月分の額の算出に含めないことを明確に示して加算等の計上の停止の検討を適切に行うよう周知徹底した。
- イ グループホーム等入居者について、事業主体の意見等を踏まえつつ手持金の保有状況や使用目的の確認を行うことについての方策を検討して、その結果、新たに、グループホーム等入居者の手持金等資産の保有状況に関する確認方法を定めた。

## ○厚生労働省、独立行政法人福祉医療機構

### ・独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について(厚生労働大臣及び独立行政法人福祉医療機構理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

厚生労働省は、労災年金担保貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を同機構と検討し、その結果、同機構は、必要額を超えて保有されていると認められた政府出資金14億3359万余円について、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づき、平成27年2月に不要財産の国庫納付に係る厚生労働大臣の認可を受けて、同年3月に国庫に納付した。

## ○厚生労働省

### ・国民健康保険等における海外療養費の支給について(厚生労働大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、社会保障審議会医療保険部会における議論等を踏まえて、保険者等における海外療養費の支給に当たってはパスポート（写し）の提出を受けることを厚生労働省令に規定した上で、保険者等に対して被保険者の海外渡航期間のほか、渡航の理由、渡航期間中の居住実態等についても併せて確認することなどにより、当該被保険者が市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかどうかの審査を行う必要があることやその具体的な方法等について周知することとしており、また、海外療養費の支給額の算定のために必要となる標準額の算定方法を具体的に示して、その周知徹底を図ることとしている。

## ○農林水産省

### ・家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について(農林水産大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

農林水産省は、平成25年3月に、鹿児島県から国庫補助金相当額の返納について詳細な返納計画を提出させた上で、34事業主体のうち9事業主体については、本院指摘の趣旨に沿い、18年度から23年度までに納付すべきであった国庫補助金相当額の全額に24年度に発生した利子を加えた額を25年4月に国庫に返納させる処置を講じていた。

一方、農林水産省は、残る25事業主体について、上記の返納計画に基づき、18年度から23年度までに納付すべきであった国庫補助金相当額にその後発生する利子を加えた額を24年度から29年度までに分割して返納させることとしており、返納計画に沿って、上記の額の一部について25年4月、26年4月及び27年4月にそれぞれ国庫に返納させていたものの、残りの国庫補助金相当額は返納されていない。

### ・新規就農者を対象とした助成事業の実施について(農林水産大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成27年4月までに、24年度までに廃止された新規就農定着促進事業等に代わり新規就農者を助成対象としている経営体育成支援事業の実施要綱を改正するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 助成対象の新規就農者を市町村が定める農業所得の目標等に照らして適切と認定された認定新規就農者に限ることにより、自らの農業経営以外の職業に常勤で従事していて片手間に農業に従事している者は助成対象とならないことを明確にするとともに、地方農政局長等に対して事務連絡を発して、事業実施後のフォローアップに当たっては原則として現地調査を実施することや、税務申告書類等を確認することなどを具体的に定めて周知した。

イ 親の農業経営の下で農業に従事する者を助成対象とする場合には、自らが行う農業経営と親族の経営との区分を明確にすることが必要とされている認定新規就農者に限ることにより市町村が確認する事項を明確にするとともに、アの事務連絡に、事業実施後のフォローアップに当たっては農業経営の収支に関する帳簿等を確認することなどを具体的に定めて周知した。

## ○農林水産省

### ・青年就農給付金事業の実施について(農林水産大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示及び処置要求事項)

農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成27年4月までに実施要綱を改正するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 前職を離職した者については申請手続の際に失業等給付金の申請に必要な離職票の原本の提示を求めて重複受給禁止要件を確認すること及び教育機関でのカリキュラム以外に先進農家等で研修を計画・実施している者については研修状況を定められた様式で報告させることを示した。

イ 給付要件の確認方法等を定めた青年就農給付金の事務手続きの手引きを改正して、経営開始時期を農業経営の実態に即して統一的に設定できるように、経営開始時期の設定方法を示した。

ウ 新規就農者の前年の総所得に応じて経営給付金の給付額を変動させる仕組みを導入した。

### ・経営所得安定対策等における交付金の交付対象面積について(農林水産大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成27年4月に実施要綱を改正するなどして、地域農業再生協議会において本地面積（作付けが可能な面積であり交付対象面積の基本となる面積）の算定根拠を資料等により明確にするために、交付対象水田の確認に要した資料を次に確認するまで保管することを明示して、地方農政局等の地域センター等に改正内容について同協議会への周知徹底を図るよう指示するとともに、本地面積の定期的な確認方法として、水稻共済細目書のほか、土地登記簿等の農地転用等に係る情報が反映された公的資料との照合も併せて行うことや施設園芸を交付対象とする場合の交付対象面積は生産に用いる園芸施設の面積とすることを明示して、同年5月に、地域センター等に改正内容及び本地面積の適切な確認の実施について同協議会への周知徹底を図るよう指示した。

### ・レクリエーションの森における管理経営及び国有林野の貸付等について(林野庁長官宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 事務連絡を発するなどして、管理経営方針書を平成27年度末までに作成し、又は国有林野の管理経営に関する計画の策定に合わせて変更するよう指導を徹底し、レクリエーションの森（以下「レク森」という。）の現況を各森林管理署等から各森林管理局に毎年度報告するよう定めさせるとともに、同方針書に従ってレク森の管理経営を計画的かつ適切に行うよう指導を徹底した。また、レク森の廃止を含めた設定の見直しを行わせたり、需要動向等を把握した上で質的向上を図るための具体的な取組を管理経営方針書に明記して同方針書に従って管理経営を行ったりするよう指導を徹底するとともに、需要動向等の具体的な把握方法を示した。

イ 通知を改正するなどして、レク森の施設の用に供する国有林野の貸付等を、関係法令等に従って適正に行うよう指導を徹底した。また、経過措置の対象となる無償の貸付等についての具体的な判断基準等を明確に定めて、有償化に向けた継続的な折衝を行う体制を整備し、経過措置の対象を通知等に基づき適切に判断したり、折衝の結果等を書面で記録等したりするよう指導を徹底した。

## ○農林水産省

### ・水産庁所管の政府開発援助の実施について(水産庁長官宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

水産庁は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年10月に公益財団法人海外漁業協力財団に対して文書を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 援助の効果が十分に発現していない要因を解消するための相手国への助言を適時適切に行ったり、事前調査の項目に援助の効果が十分に発現することを妨げる要因となる事項を含めたり、援助の効果を発現させる方策に関して相談等を行うよう相手国に周知したりするよう指示した。
- イ 単体では利用されることのない資機材等もフォローアップできるよう、資機材等のリストの作成対象の見直しを指示した。
- ウ 付加価値税の免除等について適切な対処がなされるように、相手国に働きかけるよう指示した。
- エ 同財団がア、イ及びウを受けて必要な処置を講じ、その後の事業において実施していることを確認するなどして指導監督の徹底を図った。

### ・もうかる漁業創設支援事業の実施について(水産庁長官宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

水産庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成26年10月に、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に対して通知を発し、事業実施者が事業の目的等を理解して、漁業に関する有識者等で構成される漁業改革推進集中プロジェクト中央協議会（以下「中央協議会」という。）により収益性の向上が確保されると認められた改革計画に基づく取組を実施するように、同機構から事業実施者等に周知等するよう指示した。
- イ 27年2月に、本件事業に係る要綱等を改正して、収益性の向上が期待できるよう、中央協議会が本件事業の実施に係る指導、助言を行うことなどを定めるとともに、助成内容を変更した。
- ウ イの要綱等の改正において、中央協議会において事業実施者が実施した取組の結果等を検証することなどを定め、事業終了後に、実施した取組の結果と前記の改革計画とを比較して検証したり、新船建造の見通しなどを検証したりできるようにした。

### ・追加的信用供与補助事業について(農林水産大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成27年2月及び4月に経営体育成支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）を改正して、補助金の算定方法について、代位弁済の発生状況等を踏まえて見直しを行った。
- イ 27年4月に実施要綱を改正して、活用される見込みのない助成金に係る補助金の返還に関する規定を新たに設けて、補助金を適時適切に国庫に返還させることとした。そして、26年度末時点において各農業信用基金協会が保証している債務の全額を代位弁済した場合の負担額を上回る額の助成金を保有していた協会に対して、その上回る額に係る補助金を27年9月末までに国庫に返還させた。

## ○農林水産省

### ・ 基幹的な農業水利施設のストックマネジメントについて(農林水産大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、手引を改定して施設監視の具体的な方法を明確にし、地方農政局等に事務連絡を發して、機能診断の対象施設について、土地改良施設管理円滑化事業で同じ内容の定期診断を重ねて行わないよう調整を図る見直しを行った。また、土地改良調査管理事務所等に対して、改定した手引等により機能診断等の対象施設を選定する際の客観的な選定基準を定めて優先度の高い施設を選定すること、最適なシナリオを踏まえて対策工事を適時に実施するための取組を促進することなどを、会議等で周知した。そして、都道府県に事務連絡を發して、上記の周知内容に加えて、実施方針で優先度の高い施設を選定すること及びストックマネジメント情報をデータベースに一元的に蓄積することの重要性を周知した。さらに、地方農政局等に事務連絡を發して、都道府県等から定期的に報告を受けることにより、対策工事の実施状況及び関連情報のデータベースへの蓄積状況を把握することとした。

### ・ 農山漁村6次産業化対策事業等における事業効果等について(農林水産大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年10月に次のような処置を講じていた。

- ア 審査のための手引を作成したり、実施要領等を改正して費用対効果分析における投資効率の算定過程が分かる根拠資料等を事業実施計画に添付することを明記したりした。
- イ 地方農政局等に通知を發出して、サポート機関等の活用等により成果目標の達成に向けた事前の取組内容が分かる資料を事業実施計画に添付するよう事業主体に周知したり、アの手引により事前の取組状況の審査をしたり、事業主体が費用対効果分析を適切にできるよう指導等するとともにその審査等を適切にしたり、事業効果が十分発現していない事業主体に対して目標年度前であってもサポート機関等の活用により改善計画を作成させるなどしてより効果的な指導等をしたりするよう指示した。
- ウ 6次産業化ネットワーク活動整備交付金事業において交付金が交付されている都道府県等に対して地方農政局等を通じて通知を發出して、イの内容を周知した。

### ・ 保証保険資金等緊急支援事業による代位弁済に係る回収金について(水産庁長官宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

水産庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 漁業信用基金協会において代位弁済により取得した求償権の行使による回収金に係る国庫補助金相当額を毎年度国庫に返還させることが可能となるよう、平成27年3月に補助金に係る要綱等を改正して岩手、宮城、茨城各県の協会に周知して、国庫補助金相当額1億0367万余円を同月に国庫に返還させた。
- イ 独立行政法人農林漁業信用基金において漁業信用基金協会の回収金のうち保険金に相当する額に係る交付金相当額を毎年度国庫に返還させることが可能となるよう、27年3月に交付金に係る要綱を改正して返還額の算定等のための基準を定めて同信用基金に周知して、交付金相当額2億3980万余円を同月に国庫に返還させた。

## ○経済産業省

### ・エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金の状況について(経済産業大臣宛て)

(平成22年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、周辺地域整備資金について、平成24年度から26年度までの間に計223億6247万余円を取り崩す一方で新たな積立てを行わないことにより、資金残高を26年度末に403億9787万余円まで縮減して、平成27年度予算においても173億8070万余円を取り崩して資金残高の規模を更に縮減することとし、今後とも、電源立地対策の財政需要に応じて、資金残高の縮減を図りつつ、今後のエネルギー政策の状況等を踏まえて資金を滞留させないよう適切に判断していくこととする処置を講じていた。

### ・補助事業又は委託事業により実施する展示会事業に係る付加価値税の取扱いについて(経済産業大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、海外での展示会等に出展等する補助事業及び委託事業に関して、展示会事業に係る付加価値税のうち還付を受けているのに国庫に納付されていない還付額に係る国費相当額の国庫納付について事業者と協議を行ったり、補助事業に関して平成26年3月に、委託事業に関して27年6月にそれぞれ関係部局に対して事務連絡を発して、展示会事業に係る付加価値税の還付を受けた場合は、還付額に係る国費相当額を国庫に納付させることなどを補助金交付要綱等及び委託事業の仕様書等に定めたり、関係部局及び事業者に対して付加価値税の還付制度等を周知したりするなどの処置を講じていた。

### ・中小企業海外展開支援事業の効果について(中小企業庁長官宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

中小企業庁は、本院指摘の趣旨に沿い、平成27年3月に次のような処置を講じていた。

- ア 長期的な事業展開の見通しや計画不備等の事前把握のために、事業主体が提出する交付申請書に自己負担分の資金調達方法を記載させるなどして審査に活用したり、関税、輸送費用等の把握等の状況を審査項目に追加したり、審査過程を事後的に検証し今後の審査に反映できるようにするために審査の視点ごとに審査委員の意見を付したりすることとして採択時の審査方法の見直しを行った。
- イ 事業終了後のフォローアップのために、事業化状況報告書に海外販路の拡大状況の実態を把握するための成約件数等を記載する欄を新たに設けて、事業終了後に事業主体から提出させるとともに、経済産業局が事業主体に対して必要に応じて指導等を行ったり、事業主体が公的機関等による更なる支援を受けられるようにしたりすることを事務処理要領に明記して、体制を整備した。
- ウ 成果実績の適切な把握のために、実績報告書の様式に商談及び成約の件数等を記載する様式を加えて、事業終了後に事業主体から提出させることとした。

## ○経済産業省

### ・石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島ガソリン流通コスト支援事業に係るもの）における補助単価の設定について（資源エネルギー庁長官宛て）

（平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年度に離島におけるガソリンの輸送費等の実態を把握するための調査を行っており、実態に即した補助単価の見直しについて、その調査結果を踏まえた検討を行っている。

### ・補助事業により設備を整備した風力発電事業の運営状況について（資源エネルギー庁長官宛て）

（平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 平成27年2月に事業者に対して事務連絡を発して、各年度の計画発電量に対する実際の発電量の比率が50%未満の場合には事業の運営状況を報告させて、発電実績が低迷している事業者を把握することとした。

イ 27年2月に事業者に対して、風力発電設備の保安に関する情報の提供を始めるとともに、同年4月に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構においても、風力発電設備の故障・事故とメンテナンスとの関連性等の分析結果について取りまとめを行い公表するなどして、風車の稼働停止の抑制等のために有益と考えられる情報の提供を拡充した。

## ○国土交通省

### ・既設橋りょうの耐震補強工事の設計について（国土交通大臣宛て）

（平成24年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人土木研究所と既設橋りょうの耐震補強設計の考え方について検討を行い、平成27年6月に各地方整備局等に対して事務連絡を発して、既設橋りょうの耐震補強設計の考え方を国道事務所等に周知徹底し、この考え方を地方公共団体に対しても助言する処置を講じていた。

一方、国土交通省は、橋りょう全体としての耐震性能が確保されているかどうか明確となっていない橋りょうについて、上記事務連絡の考え方にに基づき、引き続き耐震性能照査を実施するなどし、橋りょう全体としての耐震性能を確認することとしている。

### ・車両管理業務委託契約における委託費の支払等について（国土交通大臣宛て）

（平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年12月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、業務委託契約書、車両管理業務委託仕様書等に非運行日に係る月額基本料金を減額することなどを明記することとして、27年度に締結する車両管理業務委託契約から適用する処置を講じていた。

## ○国土交通省

### ・船舶の航行安全に係る業務費について(国土交通大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、管理業務費の積算について、職種の適用方法や積上経費として計上する作業等についての明確な基準を定めるなどした「航行安全対策業務積算基準」を作成し、平成27年3月に各地方整備局等に対して事務連絡を発して、同年4月以降に締結する契約から適用することとし、また、管理業務において必要性を十分に検討した上で作業等を実施するよう各地方整備局等の担当者に周知して、管理業務費の低減を図る処置を講じていた。

### ・住宅セーフティネット整備推進事業について(国土交通大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 事務事業者に対して、住宅セーフティネット整備推進事業の実施について、平成26年4月に建築士等による補助要件の確認や工事費の支払を証する書類の提出等の手続をマニュアルに定めさせて手続の厳格化を図った。そして、26年9月に審査等に係る要領を作成させるなどして、審査等の体制強化を図った。また、27年度に創設された個人や民間事業者が事業主体となって実施する要配慮者の住宅確保に係る新規事業においても、上記の手続の厳格化を図った。

イ 事務事業者等に対して、同事業実施後の賃貸住宅について、27年1月から定期的に事業主体から管理状況報告を徴取させるなどして、要配慮者に賃貸住宅に係る情報を的確に提供させるなどした。

### ・浸水想定区域の指定等、洪水ハザードマップの作成等及び浸水想定区域図等の電子化の実施について(国土交通大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 浸水想定区域図の公表等を行っていなかった県に対して、これらを適正に行うよう助言するなどしたり、洪水ハザードマップへの水防法等で定められている事項等の記載等を行っていなかった、又は洪水ハザードマップに係る情報の提供を行っていなかった浸水想定区域市町村に対して、平成27年1月に説明会を開催して、早急に是正できるような手法を情報提供するなどしたりした。

イ 26年2月に事務連絡を発して、事務所等及び都道府県に対して、浸水想定区域図の公表等を適正に行うよう周知徹底を図ったり、浸水想定区域市町村に対して、洪水ハザードマップの作成を適正に行い、また、洪水ハザードマップへの水防法等で定められている事項等の記載等及び洪水ハザードマップに係る情報の提供を適正に行うよう周知徹底を図ったり、事務所等及び都道府県に対して、浸水想定区域図等の作成を電子化ガイドラインに基づき適切に行うよう周知徹底を図ったりした。



## ○国土交通省

### ・国内広域から京浜、阪神両港へのコンテナ貨物の集約の促進に係る事業について(国土交通大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

国土交通省は、内航船社等の事業計画や事業報告書の内容等の検討については、国際戦略港湾競争力強化対策事業の補助事業者である港湾運営会社が実施することとし、本院指摘の趣旨に沿い、阪神港における港湾運営会社である阪神国際港湾株式会社に対して指導を行っていた。そして、これに基づき同会社は、同事業の一環として内航船社等への委託事業として実施する阪神港への貨物集約の促進に係る事業において、事業の成果指標となる目標数量や政策目標との整合性等の具体的な根拠を事業計画に記載させるなどして審査等を的確に行ったり、事業の実施状況等を十分把握できるような事業報告書を作成させて事業の的確な評価や今後実施する事業の計画及び実施に反映したりすることとした。

そして、京浜港については、平成27年9月末現在、港湾運営会社が設立されていないため、国際戦略港湾競争力強化対策事業は実施されていないが、国土交通省は、京浜港において、港湾運営会社が設立され、同会社が補助事業者となった場合は、阪神港と同様の処置を講ずることとした。

### ・電線共同溝における無電柱化の効果について(国土交通大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、事業主体に対して、平成26年11月に通達を発し、電線共同溝の整備完了後の占用の許可を申請した電気事業者、電気通信事業者等（以下、これらを合わせて「占用予定者」という。）及び占用している者に対して電線等を撤去するよう要請したり、27年8月に通達を発し、整備計画に電柱の撤去予定時期を記載することとしてその進捗管理の徹底を図るよう周知したり、地元関係者の実情を踏まえた整備計画の策定又は見直しをするなどして計画的な無電柱化の推進を図るよう周知したりする処置を講じていた。

一方、同省は、27年1月から、整備する管路の必要条数について占用予定者と調整を開始しており、同年4月から実施している電線の入溝状況についての調査結果を踏まえるなどして、整備する管路の必要条数の考え方を事業主体に周知する処置を講ずることとしている。

### ・東日本大震災の被災地における防災のための集団移転促進事業の実施について(国土交通大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 平成27年5月までに市町村等の担当者を対象として開催した説明会において、当初の事業計画の作成時のみならず、住宅団地の用地取得時や造成工事着手時、また、事業の途中であっても、移転者の意向の変化等を把握するために適時適切な意向調査等を実施するよう助言等を行った。

イ アの説明会等において、宅地希望者の意向変化等により住宅団地の宅地に空き区画が生ずるおそれがある場合には、事業規模を縮小したり、公共施設や公益的施設の用地への転用を検討したりするなどして事業計画の見直しを行うとともに、移転者の中から再募集を行うなど住宅団地を最大限活用するための措置を講ずるよう周知し、市町村からの個別の相談に応じて助言等を行った。

## ○国土交通省

### ・道路管理データベースシステムへの基本データの登録について(国土交通大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年11月に地方整備局等に対して通達を発して、次のような処置を講じていた。

- ア 地方整備局等及び国道事務所等に対して、道路管理データベースシステムの機能を活用して災害時等において迅速かつ的確な対応を行うために、同システムに最新の道路施設の情報に登録されていることが重要であることについて周知徹底を図った。
- イ 地方整備局等及び国道事務所等に対して、新設、改良等を行った道路施設の名称、所在地等の文字データや延長等の数値データからなる諸元、図面等の道路施設基本データが登録されていない状態を解消するための指導を行い、同システムに未登録のデータを登録するための計画を作成させた。

### ・調節池等の維持管理について(国土交通大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年9月及び10月に地方整備局等に対して事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 都道府県等に対して、調節池等に係る管理マニュアルを整備してこれに基づく適切な維持管理を行うことを周知徹底するとともに、地方整備局等が都道府県等から維持管理の状況について報告を受けることにより点検の実施状況等を把握した。
- イ 都道府県等に対して、公共施設等の管理者と公共施設等の増築等の情報の共有化を図ることなどを定めた管理マニュアルを整備して、公共施設等の管理者が流域貯留浸透施設に公共施設等の増築等を行う場合には、事前に十分協議を行うなど適切な維持管理を行うことを周知徹底した。

### ・ダムの維持管理について(国土交通大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年11月に地方整備局等及び道府県に対して事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 道府県に対して、ダムの維持管理に必要な計測を適切に行ったり、点検の結果等の分析及び評価を行った上で必要な設備の修繕等を行ったりするよう周知した。
- イ 地方整備局等管内の事務所等及び道府県に対して、洪水調節容量内に土砂が堆積し所要の洪水調節容量が不足するなどの場合に堆砂対策を検討したり、洪水調節容量内の堆砂状況を把握したり、堆砂測量で得たデータをダム管理用制御処理設備に設定することを検討したりするよう周知した。
- ウ 道府県に対して、地震発生時に速やかに臨時点検が行える体制を整備したり、予備発電設備について所要の連続運転可能時間が確保されているか検討したりするよう周知した。

## ○国土交通省

### ・新直轄道路における料金所予定地等の有効利用等について(国土交通大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年11月に地方整備局等に対して通知を発するなどして、有効利用されていない料金所予定地等について、地方公共団体等との必要に応じた調整等を通じて有効利用等するための具体的な計画を定めたり、有効利用されていない用地を今後も保有し続ける必要性の具体的な検討を行ったりするよう周知する処置を講じていた。

### ・地方航空局が締結する空港管理業務等に係る契約の競争性の確保に向けた取組について(国土交通大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成26年11月に地方航空局に対して事務連絡を発して、航空灯火施設維持工事、土木施設維持修繕工事、有害鳥類防除業務及び空港警備業務の内容、作業環境等について、事業者ごとに業務説明及び現地見学を実施するなどするよう指導した。
- イ 27年1月に地方航空局に対して事務連絡を発して、事業者が地方航空局管内の各空港事務所等でも入札説明書等の交付を受けることができる旨を入札公告に明記するよう指導した。

## ○環境省

### ・溶融固化施設の運営及び維持管理並びに溶融スラグの利用について(環境大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項)

環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 循環型社会形成推進交付金等により設置された全ての溶融固化施設の使用状況等を把握した上で、平成27年4月に都道府県に通知を発して、長期にわたって使用されていない溶融固化施設について、今後の継続的な使用の再開等に向けた対応方針を検討するよう事業主体に促すとともに、今後の継続的な使用が見込めない場合の財産処分を含めた新たな取扱方針を事業主体に周知した。
- イ 27年3月及び6月に開催した事業主体等に対する説明会及び研修会において、溶融スラグを有効に利用している事例や溶融スラグの品質確保に係る技術的知見等を活用するなどして、助言及び情報提供を行うとともに、今後の説明会等においても、助言及び情報提供を行うこととした。

### ・環境放射能水準調査委託費により整備するゲルマニウム半導体方式放射能検査機器の構成について(原子力規制委員会委員長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

原子力規制委員会は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年11月に都道府県等に対して事務連絡を発して、構成機器の調達に要する費用の節減を図り、環境放射能水準調査を経済的に実施できるよう、検査機器の標準的かつ経済的な構成例等を示すとともに、検査機器の増設等を行う場合には調達しようとする構成機器の仕様等について事前に協議を行うこととする処置を講じていた。

## ○防衛省

### ・防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について(防衛大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成24年度には補助対象区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件（以下「指定基準」という。）の見直しなどに係る検討のための基礎的な資料を収集し整理するために文献調査等を実施し、25年度にはテレビ聴取障害の定義付けや指定基準の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、26年度には25年度の検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査を実施して、その結果について検討委員会において検証を行った。そして、27年度は検討委員会において26年度までの調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行っている。防衛省は、今後も引き続き検討を行い、指定基準の見直しなどの所要の処置を講ずることとしている。

### ・米国に派遣された防衛省職員が行う前渡資金に係る会計事務等について(防衛大臣宛て)

(平成24年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 資金前渡官吏の会計事務及び派遣職員の旅行について調査を行い実態を把握するとともに、平成26年4月及び5月に通達等を発して、内部監査の強化を図ったり、指導用のマニュアルを策定したり、資金前渡官吏等に対して同マニュアルにより指導等を行ったりするなどした。
- イ 事務所の借上げの実態や派遣職員の派遣先における公務の遂行等に係る情報を一括して管理することとした。そして、内部部局及び装備施設本部は、同一の建物内にそれぞれ借上げていた2事務所を集約することとして、借上費用の低減を図っていた。また、27年6月に事務連絡を発して、各派遣機関等において、事務所の契約更新時期に、事務所の集約化、統合化、借上費用の低減等を行うための検討を行うこととし、今後も必要に応じて事務所の設置場所を見直すこととした。

### ・F-15戦闘機の近代化改修用通信電子機器の修理等について(防衛省航空幕僚長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

航空自衛隊は、本院指摘の趣旨に沿い、レーダー・データ・プロセッサについて、平成27年2月にライセンス契約において技術情報の閲覧が認められていない者が閲覧できないようにするソフトウェアの調達を実施した上で、修理契約の仕様書を改訂するなどして修理等に着手したり、セントラル・コンピュータについて、26年12月に技術情報を閲覧させない処置が行われていなかったものの消去等を実施するとともに、修理契約を締結するなどして修理等に着手したりした。また、技術情報を含むソフトウェアを組み込んだ上で使用する通信電子機器を新規に導入する際は、導入前の検討段階において、ライセンス上の制約等により修理等に支障を及ぼす点がないか検討して、必要に応じて所要の対策を執ることとする処置を講じていた。

## ○防衛省

### ・インクカートリッジ等の調達について(防衛省陸上幕僚長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

防衛省陸上幕僚監部は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年度から、単価契約によりインクカートリッジ等を調達するときには、入札参加者が最終的な調達数量を予測できるよう入札説明書に過去の調達実績数量等を記載するなどするとともに、27年度から、全部隊等において使用するインクカートリッジ等のうち、年度中の調達数量を計画できる同一規格品については、補給処が計画的に調達することとする処置を講じていた。

### ・役務に関する有償援助調達に係る引合書の請求及び確認について(防衛大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年11月に関係部署に対して通知を発して、有償援助調達により給付を受けるために、米国政府に対して送付する書類（LOR）の作成や米国政府から送付された書類（引合書）の確認に当たっては、役務の具体的な内容や価格について米国政府に照会等を行い、その状況を確実に記録することとするなどして、給付される役務の内容や価格の妥当性について十分な検証を行うための処置を講じていた。

### ・防衛装備品等の調達に関する契約における資料の信頼性確保について(防衛大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 平成25年の通達に基づき、原価計算等に関する規程類の整備、当該規程類に基づく会計処理、原価計算に係る工数の計上を行う体制の整備等の状況について、防衛関連企業に対する26年度の制度調査において確認した。また、全ての防衛関連企業に対してこれらの点について早急に聞き取り調査を行い、その結果、不備があった防衛関連企業に対して速やかな改善を求めた。

イ 装備施設本部において、原価監査官に対して、企業の規程類の確認の重要性等について指導を行い、原価監査の際に規程類の整備等の状況について確認することとした。

一方、防衛省は、聞き取り調査において不備があった防衛関連企業及び25年の通達制定後に制度調査を行っていない防衛関連企業を対象に27、28両年度に制度調査等を行い、必要に応じて改善を求めるとしている。

## ○防衛省

### ・住宅防音事業における契約手続等の公正性等の確保について(防衛大臣宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、平成27年1月に事務手続に不慣れな補助事業者を支援する業務(以下「支援業務」という。)の実施要項を制定するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 補助事業者に対して契約手続の実施手順等を具体的に明示した説明資料を用いて説明することを支援業務に追加したり、補助事業者から見積書等を提出させるようにして、防音工事に係る工事契約の金額等の決定過程を確認したりすることとした。
- イ 共同住宅の複数世帯に係る防音工事を同一時期に発注する場合において、補助事業者から複数の工事業者からの見積書等を提出させることを支援業務に追加して支援体制を整備したり、補助事業者が最低制限価格を設定している場合に、その必要性や妥当性に関して、様式を定めて設定理由等を把握するなどの工事契約の金額等の決定過程及び妥当性を確認する体制を整備したりした。
- ウ 過去に資本又は人事面において関連がある者でないことなどを支援業務に係る委託契約の入札に参加する者に必要な資格として追加するとともに、入札に参加する者に当該資格を確認できる書類を提出させるようにして入札参加資格を確認する体制を強化した。

## ○沖縄振興開発金融公庫

### ・情報システムに係る運用保守業務契約の予定価格の積算について(沖縄振興開発金融公庫理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

沖縄振興開発金融公庫は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年度の契約の相手方から作業日報により実績を報告させるなどして、27年度の契約に係る予定価格の積算に反映させて、また、同年度の契約に係る仕様書に基づき、契約の相手方から作業種別ごとの技術者数、作業時間等の実績を取りまとめた報告書を定期的に提出させることとして、28年度以降の予定価格の積算を適切なものとする処置を講じていた。

## ○株式会社日本政策金融公庫

### ・東日本大震災復興特別貸付における低利貸付の実施について(株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

株式会社日本政策金融公庫は、本院指摘の趣旨に沿い、差額利息について借受者に対し徴求して、平成27年4月までに全額を受領するとともに、次のような処置を講じていた。

- ア 他の融資機関との間で、27年3月に、低利貸付の貸付金元高の合計金額を適切に把握するための覚書を締結した。
- イ 他の融資機関や同公庫の他の事業から貸付金元高に係る証ひょうの提供を受けるなどして低利適用限度額の確認を行いその内容を記録することとするよう、財務省及び中小企業庁と協議した上で27年3月に東日本大震災復興特別貸付の事務取扱いに係る規程を改正し、同年4月から実施する旨を各支店に周知した。

## ○日本私立学校振興・共済事業団

### ・日本私立学校振興・共済事業団の宿泊施設の運営について(日本私立学校振興・共済事業団理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

日本私立学校振興・共済事業団は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成27年2月に各宿泊施設に対して通知を發して、各宿泊施設は、加入者等の利用に係る目標を設定し、目標の達成に向けた取組を行った。
- イ 26年7月に各営業部門の共通経費等に係る配賦基準を設定して、各会館は、配賦基準に基づいて作成した営業部門別の収支状況に関する情報を活用して、課題等の改善に向けた取組を行った。
- ウ 経営分析の結果を27年4月の宿泊利用料金改定の判断材料とするなど、より有効な活用を図った。
- エ 27年3月に各宿泊施設に対して通知を發して、利用状況調査の結果に基づいて附帯設備の転用等による活用を図ることとするなど、運営の改善に向けた取組の更なる推進を図った。
- オ 27年6月に新たな経営改善等の検討基準を策定して、宿泊事業の見直しを継続的に検討することとした。

## ○日本中央競馬会

### ・特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について(日本中央競馬会理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

日本中央競馬会は、本院指摘の趣旨に沿い、平成27年2月及び6月に関係部局に対して通知を發して、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び要領に基づいて実施するよう周知徹底するとともに、26年12月並びに27年4月及び5月に、特定調達の対象となる要件を満たす電気及びガスの調達契約について、それぞれ上記の手続を踏まえて、官報に入札公告を掲載して一般競争に付するなどの処置を講じていた。

## ○成田国際空港株式会社

### ・特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について(成田国際空港株式会社代表取締役社長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

成田国際空港株式会社は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年11月に関係部局に対して通知を發して、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び細則に基づいて実施するよう周知徹底するとともに、同月に、特定調達の対象となる要件を満たす電気の調達契約について、上記の手続を踏まえて、官報に入札公告を掲載して一般競争に付し、今後契約手続を実施するガスの調達契約についても、同様の手続をとることとする処置を講じていた。

## ○日本年金機構

### ・特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について(日本年金機構理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

日本年金機構は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年10月に関係部局に対して通知を発して、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び細則等に基づいて実施するよう周知徹底するとともに、同年12月及び27年3月並びに26年10月に、特定調達の対象となる要件を満たす電気及びガスの調達契約について、それぞれ上記の手続を踏まえて、官報に入札公告を掲載して一般競争に付する処置を講じていた。

## ○独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会

### ・特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について(独立行政法人国立科学博物館長、独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長、独立行政法人海上技術安全研究所理事長、独立行政法人海技教育機構理事長、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長及び独立行政法人日本芸術文化振興会理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター及び独立行政法人日本芸術文化振興会は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年9月から27年5月までの間に、それぞれ関係部局に対して通知を発するなどして、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び特定調達手続規程等に基づいて実施するよう周知徹底するとともに、26年11月から27年8月までの間に、特定調達の対象となる要件を満たす電気及びガスの調達契約について、上記の手続を踏まえて、官報に入札公告を掲載して一般競争に付する処置を講じていた。

## ○独立行政法人産業技術総合研究所

### ・研究用備品等の管理及び利活用について(独立行政法人産業技術総合研究所理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項)

独立行政法人産業技術総合研究所は、本院指摘の趣旨に沿い、平成26年10月に管理要領を改正して、「使用中」及び「保管中」の有形固定資産等について、毎年度、台帳の記録内容と現物の照合を行う棚卸しを実施することを定めるなどして、研究用備品等の管理の適正化を図るための体制を整備して、27年4月から5月までの間に棚卸しを実施するとともに、全職員に対して、研究用備品等の適正な管理の重要性や資産管理業務の具体的な手続等について研修を実施してその周知徹底を図った。また、同研究所は、27年6月以降、研究所内で使用する見込みがなく不用決定された研究用備品等について、譲渡を申し出る可能性が高いと思料される企業等に対して譲渡の希望の有無を確認したり、ホームページを用いて広く需要調査を行ったりすることとして、外部に対する譲渡を積極的に検討する仕組みを整備した。



## ○独立行政法人農畜産業振興機構

### ・農業協同組合連合会等に対する肉用牛等の販売に係る補填金の交付について(独立行政法人農畜産業振興機構理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

独立行政法人農畜産業振興機構は、本院指摘の趣旨に沿い、平成27年4月に肉用牛肥育経営安定特別対策事業及び養豚経営安定対策事業の実施要綱を改正して、組合員等のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導の一環として肉用牛等を飼養及び販売する場合には両事業の補填金の交付対象としないこととして、その交付対象を明確にするなどの処置を講じていた。

## ○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

### ・国家備蓄施設における業務システムの構築、運用及び保守について(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、本院指摘の趣旨に沿い、石油備蓄株式会社と協議した上で、平成27年4月に同会社に対して指示文書を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 複数の業務システムに係る機器等の設置状況を把握した上で、設置機器の集約を図る中長期計画を策定して、同計画に基づき集約化を図ることとした。

イ 業務システムの運用及び保守に係る契約の締結に際して競争の利益を十分に享受できるようにするために、機器仕様及びソフトウェアの詳細な情報を明記するなどして仕様書の記載の充実を図るなどした。

## ○独立行政法人日本学生支援機構

### ・奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について(独立行政法人日本学生支援機構理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

独立行政法人日本学生支援機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 振込超過金の発生を防止する方策として、平成27年1月に大学等に対して事務連絡を発したり、26年11月から27年3月までの間に大学等の奨学金事務担当者に対する研修会を開催したりして、大学等の学籍事務担当者と当該大学等の奨学金事務担当者が退学者等に関する情報を直ちに共有することの重要性を周知徹底するとともに、26年11月から振込超過金の件数及び金額を把握して、振込超過金が発生した大学等に対しては、再発防止策の実施状況を確認するなどの指導を行った。

イ 27年度の奨学金事務に関する手引において、適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生については、当該奨学生が在学する大学等に本来「廃止」と認定すべきであった時点まで遡って適格認定の修正を行わせてその結果に基づいて奨学生の資格を失わせることとする取扱いを定めるとともに、その内容について、大学等に対しては適格認定の実施に係る通知文書等により、また、奨学生に対しては奨学金の貸与手続に係る配布資料により、それぞれ周知した。

## ○独立行政法人都市再生機構

### ・賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について(独立行政法人都市再生機構理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

独立行政法人都市再生機構は、本院指摘の趣旨に沿い、平成27年6月から外部機関を活用して、保全工事の内容について、仕様、積算内容等の分析及び調査を行い、適切な資産計上等が行えるよう工事費の範囲等についての検討を始めていた。そして、保全工事に係る会計処理に基づく損益等の団地別事業計画等への影響を検討することとして、これを踏まえて投資判断等を行うよう支社等に周知することとしている。

## ○独立行政法人日本原子力研究開発機構

### ・高速増殖原型炉もんじゅの研究開発経費及びその関連施設の利活用等について(独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

独立行政法人日本原子力研究開発機構は、本院指摘の趣旨に沿い、平成23年11月に、高速増殖原型炉「もんじゅ」及びその関連施設の研究開発に要した経費の全体規模が把握できるように公表すべき範囲や内容の見直しを行い、以前から公表しているもんじゅの研究開発に係る事業費の予算額に加えて、もんじゅ及び関連施設であるリサイクル機器試験施設（以下「RETF」という。）に係る建設費、固定資産税等の支出額を公表するとともに、今後必要になると見込まれるもんじゅに係る経費については職員の人件費や固定資産税を含めてその予算額を公表し、その後も予算の認可や決算の承認に応じて適宜公表する処置を講じていた。また、同機構は、RETFの当面の利活用方法について、26年9月までに、関係機関と協議を行うなどの処置を講じていた。今後、本院としては、RETFの利活用の状況について注視していくこととする。

○国立大学法人東北大学、国立大学法人秋田大学、国立大学法人山形大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人山梨大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人岐阜大学、国立大学法人浜松医科大学、国立大学法人三重大学、国立大学法人滋賀医科大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人神戸大学、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人島根大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人山口大学、国立大学法人徳島大学、国立大学法人愛媛大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人佐賀大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人大分大学、国立大学法人富山大学

・国立大学病院管理会計システムの利用状況について(24国立大学法人の各学長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

18国立大学法人は、本院指摘の趣旨に沿い、国立大学病院向け管理会計サービス（以下「HOMAS2」という。）に係る業務の担当を明確にすることなどにより各部門と連携を図るようにし、また、HOMAS2の担当者を増員することなどにより適切かつ迅速に業務を引き継げるようにして、業務の効率性や継続性を確保できるような体制を整備する処置を講じていた。

一方、24国立大学法人は、附属病院の経営戦略等を決定する会議等において、HOMAS2の導入に向けて、その利用方針等を検討するなどしていたものの、HOMAS2の仕様の詳細等がHOMAS2の導入に向けた説明会等で周知されている段階であることから、それらを踏まえて、附属病院の組織全体としてHOMAS2の利用方針等について十分に検討して、附属病院の各関係者に周知する予定であるとしている。また、8国立大学法人は、HOMAS2における配賦基準等の情報収集をするなどしていたものの、HOMAS2における配賦基準の共通ルール等が上記の説明会等で周知されている段階であることから、それらを踏まえて、附属病院の各関係者と配賦基準等について調整する予定であるとしている。

24国立大学法人ごとに、上記の処置状況を示すと、表のとおりである。

表 24国立大学法人における処置状況

国立大学法人名	本院が表示した意見				国立大学法人名	本院が表示した意見			
	HOMAS2の仕様等の内容を踏まえて、附属病院の組織全体としてHOMAS2の利用方針等について十分に検討して明確にすること	各システムからのデータの取り込みの際に各部門と連携を図るようによりして、業務の効率性を確保できるような体制を整備すること(注2)	担当者の変更があった際に適切かつ迅速に業務を引き継げるようによりして、業務の継続性を確保できるような体制を整備すること(注2)	各部門への費用の配賦基準等、附属病院の各関係者から理解を得る必要があるものについて十分な調整を図ること		HOMAS2の仕様等の内容を踏まえて、附属病院の組織全体としてHOMAS2の利用方針等について十分に検討して明確にすること	各システムからのデータの取り込みの際に各部門と連携を図るようによりして、業務の効率性を確保できるような体制を整備すること(注2)	担当者の変更があった際に適切かつ迅速に業務を引き継げるようによりして、業務の継続性を確保できるような体制を整備すること(注2)	各部門への費用の配賦基準等、附属病院の各関係者から理解を得る必要があるものについて十分な調整を図ること
東北大学	×	—	○	—	神戸大学	×	—	—	×
秋田大学	×	—	○	×	鳥取大学	×	○	—	—
山形大学	×	○	—	—	島根大学	×	—	—	—
筑波大学	×	—	○	—	岡山大学	×	—	—	—
金沢大学	×	—	○	—	山口大学	×	—	—	—
山梨大学	×	○	○	—	徳島大学	×	—	○	×
信州大学	×	○	○	—	愛媛大学	×	—	○	—
岐阜大学	×	—	○	—	高知大学	×	—	—	×
浜松医科大学	×	—	○	—	佐賀大学	×	○	○	×
三重大学	×	—	○	×	長崎大学	×	—	○	—
滋賀医科大学	×	—	—	×	大分大学	×	○	○	—
京都大学	×	—	○	×	富山大学	×	○	—	—
					計	24国立大学法人	18国立大学法人(注3)		8国立大学法人

(注1) ○が処置が完了した事項、×は処置が完了していない事項、—は表示した意見に含まれていない事項

(注2) 各国立大学法人に対しては、業務の効率性を確保できるような体制を整備することと業務の継続性を確保できるような体制を整備することの事項に分けて意見を表示しているため、本表においてもそれぞれの事項に分けて処置状況を記載している。

(注3) 業務の効率性を確保できるような体制を整備することと業務の継続性を確保できるような体制を整備することの両方の事項又はいずれか一つの事項の処置が完了している国立大学法人数を計上している。

## ○国立大学法人大阪大学

### ・自動販売機、売店等を設置するための施設の貸付けに係る契約の見直しについて(国立大学法人大阪大学学長宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

国立大学法人大阪大学は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成24年9月に、一般財団法人恵済団が販売会社等に自動販売機等の設置等を委託している施設の貸付けに係る随意契約の見直し計画を決定して、25年2月及び26年1月に、契約の相手方について企画競争により競争性及び透明性を確保した。また、恵済団が自ら売店等を運営するための施設の貸付けについては、26年4月に、恵済団との随意契約の見直し計画を決定し、同年11月以降に情報収集を行うなどして、競争性及び透明性を確保した企画競争による契約に移行することとした。
- イ 25年2月及び26年1月に、大阪大学に売上額の一定割合を拠出金として支払うことなどとする契約を販売会社等と締結して、自販機等の運営による適切な利益を享受できるようにした。

## ○株式会社商工組合中央金庫

### ・東日本大震災災害復旧資金の貸付けにおける利子補給の実施について(株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

株式会社商工組合中央金庫は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 他の融資機関との間で、平成27年3月に、低利貸付の貸付金元高の合計金額を適切に把握するための覚書を締結した。
- イ 他の融資機関から貸付金元高に係る証ひょうの提供を受けるなどして低利適用限度額の確認を行いその内容を記録することとするよう、財務省及び中小企業庁と協議した上で27年3月に要領等を改正し、同年4月から実施する旨を各支店に周知した。

## ○北海道旅客鉄道株式会社

### ・鉄道施設の維持管理について(北海道旅客鉄道株式会社代表取締役社長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

北海道旅客鉄道株式会社は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 軌道の維持管理について、平成26年9月以降講習会を行い、技術基準等を遵守して軌道変位検査及び補修工事を適切に実施するよう周知徹底するとともに、保線管理室等が行う軌道変位検査及び補修工事の実施状況等について、本社が監査を行い、その結果を社内の会議等に報告することとした。そして、27年2月に通知を發して管理台帳等の様式を改め、進捗を管理して軌道変位検査を行うこととした。また、整備基準値以上の箇所について、システム改修により26年10月以降、補修箇所管理表に自動的に出力することとして、補修箇所管理表の運用をより確実なものとした。
- イ 落石止擁壁の維持管理について、27年4月に土木施設管理マニュアルを改正し、擁壁背面の落石等の堆積量を適切に把握し記録するための判断基準を定めて通常全般検査を適切に実施することとした。

## ○四国旅客鉄道株式会社

### ・鉄道施設の維持管理について(四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

四国旅客鉄道株式会社は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 平成26年10月に、関係部署に対して通知を発して、技術基準等を遵守して軌道変位検査及び補修工事を適切に実施するよう周知徹底するとともに、本社が軌道変位検査及び補修工事の実施状況に重点を置いた点検を行うこととした。
- イ 27年3月に、関係部署に対して通知を発して、管理台帳を補足するために駅の構内配線図を利用した確認リストを新たに作成して、管理台帳と確認リストを基に軌道変位検査を行ったり、補修工事の実施状況についての管理表を新たに作成して、補修期限内に補修工事を実施したか確認を行ったりすることとした。